

令和 4 年

第 1 回市議会定例会 議案第 29 号

特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和 4 年 2 月 25 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
特別職の職員の給与等に関する条例（昭和 40 年函館市条例第 22 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 3 項中「第 1 項」の後ろに「および第 3 項」を加え、同
項を同条第 5 項とし、同条第 2 項の次に次の 2 項を加える。

3 消防団員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、函館市職員
等の旅費に関する条例の規定の例による鉄道賃および車賃を費用弁償
として支給する。

(1) その職務に係る会議等（その消防団員の住所または居所から 2 キ
ロメートル以上の地域において行われるものに限る。）に出席した
とき。

(2) 別表第 2 に規定する出動等報酬に係る出動（その消防団員の住所
または居所から目的地までの移動距離が 2 キロメートル以上である
ものに限る。）をしたとき。

4 第 2 項の規定は、消防団員が同一の日において、次の各号のいずれ
かに該当する場合について準用する。

(1) 前項第 1 号に掲げる 2 以上の会議等に出席したとき。

(2) 前項第 2 号に掲げる 2 以上の出動をしたとき。

(3) 前項第 1 号に掲げる会議等に出席し、および同項第 2 号に掲げる
出動をしたとき。

別表第 2 中

消防団員	団長	年額	100,000円
	副団長	年額	69,000円
	分団長	年額	50,500円
	副分団長	年額	45,500円
	部長・班長	年額	37,000円
	団員	年額	36,500円
	消火活動である火災出動	出動1回	5,000円
	消火活動である火災出動以外の出動	出動1回	4,000円
	会議等への出席	日額	2,000円

を

	年 額 報 酬	団長	年額	100,000円
		副団長	年額	69,000円
		分団長	年額	50,500円
		副分団長	年額	45,500円
		部長・班長	年額	37,000円
		団員	年額	36,500円
		災害出動 (消火活動を伴う火災出動または風水害もしくは地震等の災害による消防活動のための出動をいう。以下同じ。)	従事時間 (出動に従事した時間をいう。以下同じ。) 4時間以上	日額
	従事時間 2時間以上4時間未満		日額	6,500円
	従事時間 2時間未満		日額	5,000円

消防団員	出 動 等 報 酬	被害軽減 出動（消 火活動を 伴わない 火災出動、 災害によ り行方不 明となつ た者の捜 索活動そ 他の災 害による 被害の軽 減のため の出動（ 災害出動 および火 災予防の ための出 動に該当 するもの を除く。） をいう。 以下同じ。）	従事時間 4時間以 上	日額	7,000円	に
			従事時間 2時間以 上4時間 未満	日額	5,500円	
			従事時間 2時間未 満	日額	4,000円	
		火災予防のための出 動および訓練等のため の出動	日額	4,000円		
		会議等への出席	日額	2,000円		

改め、同表備考を次のように改める。

備 考

- 1 消防団員が同一の日において災害出動に複数回従事した場合は、各々の従事時間を合算して上表の規定を適用する。消防団員が同一の日において被害軽減出動に複数回従事した場合についても、同様とする。
- 2 消防団員が同一の日において複数の出動等報酬の区分に係る出動または出席をした場合は、最高の額の定めのある出動等報酬のみを支給する。この場合における出動等報酬の支給方法は、市長

が別に定める。

- 3 投票所（共通投票所および期日前投票所を含む。以下同じ。）の投票管理者および投票立会人が職務に従事した時間（当該時間に30分以上1時間未満の端数を生じたときはこれを1時間に切り上げ，30分未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた時間とする。以下同じ。）が投票所の開設時間（投票所を開く時刻から閉じる時刻までの時間をいう。以下同じ。）に満たない場合における投票管理者および投票立会人の報酬額は，上表の規定にかかわらず，同表に規定する報酬額に当該職務に従事した時間を乗じて得た額を当該職務に係る投票所の開設時間で除して得た額（当該額に1円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てた額）とする。

附 則

- 1 この条例は，令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の2第3項，第4項および第5項（同条第3項に係る部分に限る。）の規定ならびに改正後の別表第2（出勤等報酬に係る部分に限る。）の規定は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行に係る会議等および施行日以後に命ぜられる出勤について適用し，施行日前に出発した旅行に係る会議等および施行日前に命ぜられた出勤（施行日前に命ぜられ，かつ，施行日以後に終了する出勤のうち施行日以後の期間に対応する分を含む。）については，なお従前の例による。

（提案理由）

消防団員について，会議に出席する場合等の鉄道賃等を費用弁償とし

て支給することとし，および消火活動等のための出動に係る報酬の区分
および支給の単位を改めるため